

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

社会保険診療報酬の必要経費の特例

Q：私は、歯科医ですが、社会保険診療報酬については、課税の特例があると聞きました。どのような特例なのでしょう。

A：医業又は歯科医業を営む人で、その年において支払いを受けるべき社会保険診療報酬の金額が5,000万円以下である人は、その社会保険診療に係る費用として必要経費に算入する金額を、実際に要した費用の額に代えて、次の速算表により計算した金額とすることができます。

社会保険診療報酬の金額 A	必要経費
2,500万円以下	A×72%
2,500万円超3,000万円以下	A×70%+ 50万円
3,000万円超4,000万円以下	A×62%+290万円
4,000万円超5,000万円以下	A×57%+490万円

この特例は、社会保険診療報酬の額が5,000万円を超える場合には、一切適用できません。例えば、社会保険診療報酬の額が5,500万円であった場合、5,000万円以下の金額について部分的に適用することはできないこととされています。

なお、社会保険診療報酬の額が5,000万円を超える年があっても、その後の年において5,000万円以下の年があればその年については、この特例が適用されますし、また、社会保険診療報酬による収入のほかに自由診療による収入がいくらあってもこの特例の適用に影響ありません。

この特例の適用を受ける人は、申告書の「特例適用条文」欄に「措法26条」と記載する必要があります。

